

○農林水産省告示第千三百十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項及び第三十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地域を次のように指定し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年九月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の農林水産大臣が指定する地域は、てん菜については北海道の区域、さとうきびについては鹿児島県の区域のうち、西之表市、奄美市、熊毛郡及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域とする。

二 法第三十三条第一項の農林水産大臣が指定する地域は、でん粉の製造の用に供するばれいしょについては北海道の区域、でん粉の製造の用に供するかんしょについては茨城県、千葉県、宮城県及び鹿児島県の区域とする。

○農林水産省告示第千九百四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十三条第一項の規定に基づき、平成十八年九月二十八日農林水産省告示第千三百十号（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第一項及び第三十三条第一項の農林水産大臣が指定する地域を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十二月二十八日

第二号中「茨城県、千葉県」を削る。

農林水産大臣 赤松 広隆